

# 職員の処分について

## 1 処分日

令和6年8月16日

## 2 処分内容等

### 【酒気帯び運転】

#### (1) 対象職員及び処分内容

農林水産部職員・・・ 懲戒免職

#### (2) 事実関係

対象職員は、令和6年6月10日午後4時20分頃から30分頃の間、スーパーマーケットで購入した日本酒を当該店舗の駐車場にとめていた自家用車内で飲酒した上で、間を置かずに自家用車を運転し、国道180号を走行していたところ警察官からの停止命令を受け、その後の呼気検査の結果、基準値以上の呼気アルコール濃度の検出があったため、同日午後4時35分頃、酒気帯び運転の疑いで検挙された。